

配偶者控除の見直しについて

西口 尚見

(関西大学経済学部4回生)

目 次

1. はじめに
 2. 世帯類型の現状
 3. 配偶者控除の廃止論
 - 3-1. 論拠1: 「103万円の壁」
 - 3-2. 論拠2: 帰属所得の発生
 - 3-3. 論拠3: 世帯類型間の消費支出の格差
 4. 配偶者控除廃止に替わる代替案の検討
 - 4-1. 平成29年度改正
 - 4-2. 夫婦控除
 - 4-3. 各案の比較: シミュレーション
 5. 婚姻に対する中立性
 6. まとめ
-

1. はじめに

安倍政権下では一億総活躍社会の実現を目指している。しかし、現在日本は人口減少社会となっている。労働の担い手の不足が国の持続的成長を妨げる一因であると政府は考えた。そこで、専業主婦あるいは収入の少ない女性のいる専業主婦世帯に目を向け、女性の労働力を活かすためにもっと働ける環境をつくることを提案した。一方で専業主婦あるいは収入の少ない女性は、配偶者控除が適応される範囲で就労時間の調節を行っており、配偶者控除の存在が専業主婦世帯の優遇をすることで女性の社会進出を妨げているとし、配偶者控除を廃止するべきだという議論が交わされてきた。しかし、最終的には公明党の反対から配偶者控除の廃止は見送られ、配偶者控除が適応される限度額を引き上げる措置が2018年から実施されることになった。

本稿の目的は、実施が見送られることになった配偶者控除の廃止の方針が本当に正しいものであったかを検証するところにある。

本稿の具体的な構成は、以下の通りである。2節では、配偶者控除の廃止論が生じた原因である世帯類型の現状についてみていく。3節では、配偶者控除廃止論の3つの主張について紹介し、それぞれの主張について妥当なものかどうかを企業アンケート、モデルケースでの税負担の計測、統計データを利用した世帯類型による消費性向の違いの計測を通じて検証する。4節では、配偶者控除廃止に代わる代替案を、モデルケースでの税負担の計測を通じて検討する。5節では、結婚に対する中立性の観点から代替案の評価を行う。6節では、本稿で得られた分析結果にもとづき、政策提言をおこなう。

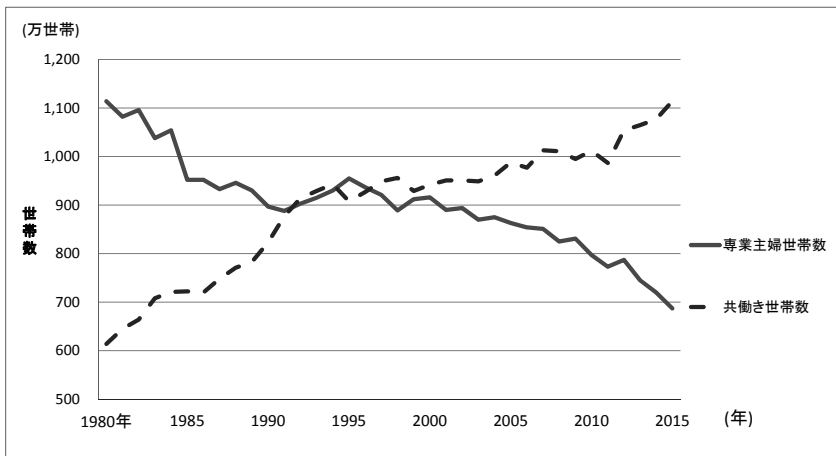
2. 世帯類型の現状

現在、配偶者控除の見直しに関する議論が何度も行われている。その背景には、専業主婦世帯数と共働き世帯数の逆転が関係している。

図1は、1980年から2015年の専業主婦世帯数と共働き世帯数の推移を示したグラフである。1980年では、専業主婦世帯数が共働き世帯数を大きく上回っていたが、年々専業主婦世帯数は減少、共働き世帯数は増加し、1990年代になるとどちらもほぼ同じ数値を示している。そして、1997年以降は今までの関係が逆転し、2015年では共働き世帯数が専業主婦世帯数を大きく上回っている。

このグラフを見ても分かるように、1990年以前は専業主婦世帯数が共働き世帯数を上回っていた。このような背景から、1961年に専業主婦世帯を優遇する配偶者控除制度が作られたと考えられる。

図1 専業主婦世帯数と共働き世帯数の推移（1980～2015年）



出所：『厚生労働白書（平成26年）』厚生労働省、『男女共同参画白書（平成26年）』内閣府、『労働力調査特別調査（2001年以前）』『労働力調査（2002年以降）』総務省より作成。

3. 配偶者控除の廃止論

配偶者控除とは、所得の少ない配偶者がいる場合に支払う所得税を減らす制度である。これは、最低生計費には課税しないという本質を持つ人的控除の一つである¹。人的控除は、納税者本人や配偶者、扶養者などといった、人に関する控除の総称である。現在、その配偶者控除の見直し、また廃止に関する議論が何度も行われている。

3-1. 論拠1：「103万円の壁」

配偶者控除の廃止論は三つ存在する。廃止論の一つ目は、「103万円の壁」が女性の社会進出を妨げているため、専業主婦世帯を優遇する配偶者控除を廃止すべきだという考え方である。

これは、妻が専業主婦または収入が少ない場合、夫の所得税の計算の際に配偶者控除が適用される妻の年収要件である年収103万円を超えないように働き方を調整しているのではないかというものだ。つまり、パート主婦が配偶者控除の適用される年収103万円以下になるように労働時間を調整するため、配偶者控除の存在は女性の社会進出を妨げていると言われている。

しかし、実は配偶者控除による税制上の「103万円の壁」という認識は間違っている。ここで、まず配偶者控除制度の変遷について説明する。配偶者控除は1961年に作られた。これは、家庭を守る女性の「内助の功」を評価するという目的があった²。「内助の功」とは、夫の活躍を支える妻の働きのことである。この制度の下では、妻の年収が103万円から104万円に1万円増えると同時に、夫に認められる配偶者控除38万円が全額削減されていた。つまり配偶者控除38万円に限界税率10%をかけた3.8万円分の税額増となる。このように、年収が1万円増えたにも関わらず3.8万円の税

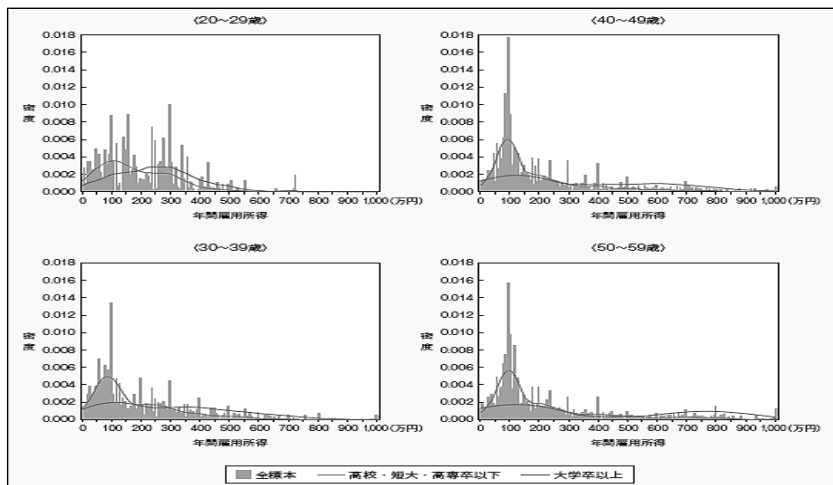
額が増えるため、世帯全体での手取り収入が2.8万円減少するという手取りの逆転現象が生じていた。この手取り収入の減少を防ぐためにパート主婦が労働時間を調整していたことによって、確かにこの時は税制上の壁が存在していた。

しかし、1987年に「シャープ勧告」以来の抜本的税制改革で、配偶者特別控除が導入され、この消失控除制度によって税制上の壁は解消された。よって、税制上の「103万円の壁」は誤解である³。

消失控除制度というのは、夫に認められる配偶者特別控除を少しずつ削減するという制度である。この制度の下では、例えば妻の年収が100万円から105万円に5万円増加した時、いきなり控除額がゼロになるのではなく、夫に認められる配偶者特別控除が5万円だけ減少、つまり段階的に減少する。よって以前は妻の年収が100万円から105万円に増加すると、年収要件である103万円を超えることになり配偶者控除が全額削減されていたが、この消失控除制度によって夫と妻を合わせた世帯全体での収入が以前よりも確実に増加していく仕組みとなっている⁴。

しかしこの消失控除制度が導入された後も、実際には「103万円の壁」が存在している。

図2 有配偶の女性の年間雇用所得の分布



出所：『国民生活基礎調査（平成22年）』厚生労働省より引用。

図2は、配偶者がいる女性の年間雇用所得の分布である。30代から50代にかけて、100万円付近が最も高くなっていることが分かる。これは配偶者控除による税制上の壁だと誤解している人が多いが、前に述べたように消失控除制度によって税制上の壁は解消されているので、これは企業の雇用政策、給与体系の問題であると考えた。

給与体系は、大きく分けて能力給と生活給があげられる。能力給とは、従業員の職務に対する能力に応じて賃金が支払われる制度であり、生活給とは、労働者の生活必要度に応じて賃金が支払われる制度である。生活給は、労働者の最低生活費を保障するものでなければならないという思想に基づいて作られた賃金体系であり、日本はこの生活給の体系をとっている企業が多い。生活給は生活補助手当を含めた賃金のことを指すが、その中に「配偶者手当」がある。この配偶者手当は、配偶者がいる従業員の生活費に配慮して支給される手当である。この配偶者手当が「103万円の壁」の原因になっていると考えられる。

ではなぜ年収103万円以下になるように労働時間を調整している人が多いのかというと、企業の給与体系が生活給であることが多い日本では、会社から従業員に支払われる給与の中に含まれる配偶者手当の支給基準を、配偶者の課税最低限である103万円以下と定めている企業が多いからだと考えられる。

ここで、どの程度の企業が配偶者控除の税制と連動して配偶者手当の支給基準を決めているか調べるために、関西大学KICSSに掲載されている企業を対象に2017年6月から10月の間でアンケートを実施した⁵。480社を対象とし、企業規模は従業員数別（①3000人以上（巨大企業）、②500人以上2999人以下（大企業）、③100人以上499人以下（中企業）、④99人以下（小企業））とした。巨大企業では150社中18社の回答があり有効回答率は12%、大企業では80社中14社の回答があり有効回答率は17.5%、中企業では80社中12社の回答があり有効回答率は15%、小企業では170社中30社の回答があり有効回答率は17.6%だった。そして全体では、480社中74社の回答があり、有効回答率は約15%となっている。アンケート項目は以下の通りである。

設問1 貴社の給与手当に配偶者手当は含まれていますか？

設問2 設問1で「はい」と答えていただいた企業様へご質問させていただきます。

配偶者手当を支給する際の妻の年収基準は何万円でしょうか？

設問3 設問2で（1）に答えていただいた企業様へご質問させていただきます。

今後、配偶者控除の限度額が103万円から150万円に引き上げられた場合妻の年収基準も引き上げますか？

設問4 設問2で（2）と答えていただいた企業様へご質問させていただきます。

貴社は配偶者手当の支給基準をどのように決めていますか？（自由記述）

設問5 設問3で（2）と答えていただいた企業様へご質問させていただきます。

引き上げない場合、今後配偶者手当のあり方はどのようになさるご予定ですか？

アンケート結果は以下の通りである。

設問1	含まれている	含まれていない
巨大企業	15社	3社
大企業	10社	4社
中企業	9社	3社
小企業	20社	10社
全体の比率	72.9%	27.1%

設問2	103万円	103万円とは別
巨大企業	11社	4社
大企業	9社	5社
中企業	9社	3社
小企業	11社	9社
全体の比率	70%	30%

設問3	引き上げる	その他
巨大企業	3社	7社
大企業	4社	5社
中企業	5社	4社
小企業	6社	5社
全体の比率	46.2%	53.8%

また、「政府の具体的な方針が出来次第、決定する」や「手当全般の見直しの中で、子供扶養に重点化を進めている」といった回答も得られた。

そして設問4の自由記述では、「定まったものはない」や「130万円を基準にしている」という回答が得られた。

設問5では、設問3で「手当全般の見直しの中で、子供扶養に重点化を進めている」という回答があった企業のみ、配偶者手当を廃止するという回答が得られた。

これらのアンケート結果から、「103万円の壁」の主な原因は配偶者手当（生活給）であることが分かった。よって、配偶者控除が「103万円の壁」の原因になっていることから配偶者控除は廃止すべきだという一つの廃止論は間違っているとと言える。

3-2. 論拠2：帰属所得の発生

廃止論二つ目は、専業主婦世帯には家事労働によって生まれる利益である「帰属所得」が発生し、専業主婦世帯の税を負担する力、「担税力」が高くなり経済力が高くなるため、専業主婦世帯を優遇する配偶者控除を廃止すべきだという考えである。帰属所得は、専業主婦世帯の場合、掃除や洗濯などの家事を自分たちですることが出来るため家政婦を雇わないで済むことになり、その分コストが節約できるという意味で経済的利益が発生するという考えである。

大田（1997）は、「専業主婦の帰属所得を課税対象にする為にも、配偶者控除、配偶者特別控除は廃止すべきであり、改革の具体案として、共働き世帯に対して家事サービス等の経費控除を認める政策をすべき」⁶と、配偶者控除廃止を支持している。またオールドマン＝テンプレの法則においても、帰属所得が発生するため専業主婦世帯の方が税負担を大きくすべきだと考えられている⁷。

帰属所得の計算方法は、機会費用法（OC法）と代替費用法がある。機

会費用法は、無償労働を行うために市場に労働を提供しないことによって失った賃金で評価する方法である。年間無償労働時間2199時間で、年間304万円相当の労働となる⁸。この機会費用法のデメリットは、無償労働の内容が同じでも、誰が無償労働を行ったかによって、犠牲になる賃金（機会費用）が異なるため評価が変わってしまうことである。代替費用法は、無償労働によって生産しているサービスと類似のサービスを市場で供給している者の賃金で評価する方法である。例えば、家政婦を雇ったと仮定する方法などがある。この代替費用法のデメリットとしては、類似のサービスを市場で提供している者との生産性や質の違いがみられることである⁹。

ここで、専業主婦世帯の帰属所得を推計したうえで、世帯類型間の税負担の差を比較する¹⁰。例えば年収600万円で、夫の年収600万円、妻が専業主婦、帰属所得304万円の専業主婦世帯、夫と妻の年収がそれぞれ300万円の共働き世帯のケースを考える。共働き世帯では、夫と妻の年収が同じとする。帰属所得は、単純化のために共働き世帯ではゼロとし、どちらの世帯も子ども無しとする。また、復興特別所得税も単純化のため無視するものとする。

表1 平成27年以降の所得税の税率表

課税される所得金額	税率
195万円以下	5%
195万円超～330万円以下	10%
330万円超～695万円以下	20%
695万円超～900万円以下	23%
900万円超～1800万円以下	33%
1800万円超～4000万円以下	40%
4000万円超	45%

出所：国税庁 <https://www.nta.go.jp/taxanswer/shotoku/2260.htm> より作成。

図3 所得税額の求め方

所得税額の求め方

給与所得：給与収入－給与所得控除額

課税所得：給与所得－(基礎控除＋社会保険料控除)

所得税額：税率に対応する課税所得の金額の合計

出所：国税庁 <https://www.nta.go.jp/taxanswer/shotoku/2260.htm> より作成。

表1の税率表と図3の所得税額の求め方に従い、まずは帰属所得を含めずに配偶者控除廃止前と廃止後の税負担の差を比較すると、

専業主婦世帯 給与所得：600万円－174万円＝426万円
 課税所得：426万円－(38万円＋90万円＋38万円)＝260万円¹¹
 所得税額：195万円×5%＋(260万円－195万円)×10%
 ＝16.25万円

所得税負担率：16.25万円÷600万円＝2.7%

共働き世帯 給与所得：300万円－108万円＝192万円
 課税所得：192万円－(38万円＋45万円)＝109万円
 所得税額：109万円×5%×2人分¹²＝10.9万円
 所得税負担率：10.9万円÷600万円＝1.8%

となる。

廃止前では専業主婦世帯と共働き世帯で所得税の差は約5.35万円、負担率では1.5倍の差が生じている。世帯の総収入では同額稼いでいるにも関わらず税額に差が生じているのは、累進課税が採用されており多く稼ぐほどより多くの税を納めなければならないからである。そのため、同じ総収入でも夫が多く稼いでいる専業主婦世帯の方の税負担率が大きくなってしまふ。次に配偶者控除廃止後の所得税を先ほどと同様に求めてみると、

専業主婦世帯 所得税額：20.5万円
 所得税負担率：3.4%

共働き世帯 所得税額：10.9万円
 所得税負担率：1.8%

となる。配偶者控除を廃止したことにより、専業主婦世帯においては廃止前に適用されていた38万円の控除が適用されなくなったため、所得税は16.25万円から20.5万円に変化し、実質増税と言える。共働き世帯においては廃止前と後では所得税に変化はない。これにより、配偶者控除廃止後では、専業主婦世帯と共働き世帯で所得税の差は約9.6万円、負担率での差

は1.8倍となり、差が拡大したことがわかる。

次に、配偶者控除廃止前かつ帰属所得を考慮した場合では、

専業主婦世帯 給与所得：600－174=426万円

課税所得：426－(38+90+38)=260万円

所得税額：195×5%+(260－195)×10%=16.25万円

所得税負担率：16.25÷(600+304)=1.8%¹³

共働き世帯 給与所得：300－108=192万円

課税所得：192－(38+45)=109万円

所得税額：109×5%×2=5.45万円

所得税負担率：5.45×2人分÷600=1.8%

となる。このとき、税負担は専業主婦世帯も共働き世帯も同じになる。

次に、配偶者控除廃止後で帰属所得を考慮した場合は、

専業主婦世帯 給与所得：600－174=426万円

課税所得：426－(38+90)=298万円

所得税額：195×5%+(298－195)×10%=22.75万円

所得税負担率：22.75÷(600+304)=2.5%¹⁴

共働き世帯 給与所得：300－108=192万円

課税所得：192－(38+45)=109万円

所得税額：109×5%×2=5.45万円

所得税負担率：5.45×2人分÷600=1.8%

となる。このとき、税負担の差は1.4倍となる。

よって年収600万円の世帯の場合をまとめると、配偶者控除廃止前は専業主婦世帯2.7%、共働き世帯1.8%となり、専業主婦世帯の方が税負担率は大きい。配偶者控除廃止前で帰属所得を考慮した時は専業主婦世帯1.8%、共働き世帯1.8%で、税負担率はほぼ同じになる。そして配偶者控除廃止後で帰属所得を考慮した時は専業主婦世帯2.5%、共働き世帯1.8%となり、再び専業主婦世帯の方が大きくなる。

したがって、年収600万円の世帯のケースを考えると、帰属所得を考慮した上で配偶者控除が適用されている場合は税負担率が等しくなるが、配偶者控除を廃止すると税負担率に差が生じるため、配偶者控除の廃止は不適切だということが分かる。

次に年収600万円以外の300万円、400万円、500万円、800万円、1000万円、1250万円、1500万円の世帯でも、同じ方法を用いて計算した。表2は専業主婦世帯、表3は共働き世帯の税負担率を示している。

表2 専業主婦世帯の税負担率

		専業主婦世帯								(単位:%)
		300万円	400万円	500万円	600万円	800万円	1000万円	1250万円	1500万円	
帰属所得なし	廃止前	1.2	1.6	1.95	2.7	4.76	7.05	9.6	12.66	
	廃止後	1.8	2.1	2.71	3.4	5.71	7.81	10.3	13.5	
帰属所得あり (304万円)	廃止前	0.59	0.92	1.21	1.8	3.44	5.4	7.72	10.52	
	廃止後	0.9	1.2	1.69	2.51	4.13	6.0	8.29	11.22	

出所：国税庁 給与所得控除 <https://www.nta.go.jp/taxanswer/shotoku/1410.htm>

財務省 社会保険控除 http://www.mof.go.jp/tax_policy/summary/income/043.htm

国税庁 所得税額 <https://www.nta.go.jp/taxanswer/shotoku/2260.htm>を基に作成。

表3 共働き世帯の税負担率

		共働き世帯								(単位:%)
		300万円	400万円	500万円	600万円	800万円	1000万円	1250万円	1500万円	
帰属所得なし	廃止前	0.75	1.34	1.63	1.8	2.1	2.71	3.47	5.1	
	廃止後									
帰属所得あり (304万円)	廃止前									
	廃止後									

出所：国税庁 給与所得控除 <https://www.nta.go.jp/taxanswer/shotoku/1410.htm>

財務省 社会保険控除 http://www.mof.go.jp/tax_policy/summary/income/043.htm

国税庁 所得税額 <https://www.nta.go.jp/taxanswer/shotoku/2260.htm>を基に作成。

表2と表3より、それぞれの世帯の配偶者控除廃止前と廃止後、帰属所得を含めない場合と含めた場合の税負担率を簡単にまとめると、

年収300万円世帯

廃止前(帰属所得なし) 専業主婦世帯：1.2% > 共働き世帯：0.75% 差：0.45

廃止前(帰属所得あり)	専業主婦世帯：0.59%	<	共働き世帯：0.75%	差：0.16
廃止後(帰属所得あり)	専業主婦世帯：0.9%	>	共働き世帯：0.75%	差：0.15
年収400万円世帯				
廃止前(帰属所得なし)	専業主婦世帯：1.6%	>	共働き世帯：1.34%	差：0.26
廃止前(帰属所得あり)	専業主婦世帯：0.92%	<	共働き世帯：1.34%	差：0.42
廃止後(帰属所得あり)	専業主婦世帯：1.2%	<	共働き世帯：1.34%	差：0.14
年収500万円世帯				
廃止前(帰属所得なし)	専業主婦世帯：1.95%	>	共働き世帯：1.63%	差：0.32
廃止前(帰属所得あり)	専業主婦世帯：1.21%	<	共働き世帯：1.63%	差：0.42
廃止後(帰属所得あり)	専業主婦世帯：1.69%	>	共働き世帯：1.63%	差：0.06
年収600万円世帯				
廃止前(帰属所得なし)	専業主婦世帯：2.7%	>	共働き世帯：1.8%	差：0.9
廃止前(帰属所得あり)	専業主婦世帯：1.8%	=	共働き世帯：1.8%	差：0
廃止後(帰属所得あり)	専業主婦世帯：2.51%	>	共働き世帯：1.8%	差：0.7
年収800万円世帯				
廃止前(帰属所得なし)	専業主婦世帯：4.76%	>	共働き世帯：2.1%	差：2.66
廃止前(帰属所得あり)	専業主婦世帯：3.44%	>	共働き世帯：2.1%	差：1.34
廃止後(帰属所得あり)	専業主婦世帯：4.13%	>	共働き世帯：2.1%	差：2.03
年収1000万円世帯				
廃止前(帰属所得なし)	専業主婦世帯：7.05%	>	共働き世帯：2.71%	差：4.34
廃止前(帰属所得あり)	専業主婦世帯：5.4%	>	共働き世帯：2.71%	差：2.69
廃止後(帰属所得あり)	専業主婦世帯：6.0%	>	共働き世帯：2.71%	差：3.29
年収1250万円世帯				
廃止前(帰属所得なし)	専業主婦世帯：9.6%	>	共働き世帯：3.47%	差：6.13
廃止前(帰属所得あり)	専業主婦世帯：7.72%	>	共働き世帯：3.47%	差：4.25
廃止後(帰属所得あり)	専業主婦世帯：8.29%	>	共働き世帯：3.47%	差：4.82
年収1500万円世帯				

廃止前(帰属所得なし) 専業主婦世帯：12.66% > 共働き世帯：5.1% 差：7.56
 廃止前(帰属所得あり) 専業主婦世帯：10.52% > 共働き世帯：5.1% 差：5.42
 廃止後(帰属所得あり) 専業主婦世帯：11.22% > 共働き世帯：5.1% 差：6.12
 となる。これより、差が一番小さい場合が最も望ましい状態だと考えられるので、帰属所得を踏まえて考えると、年収300万円から年収500万円の世帯では配偶者控除を廃止した方が良い。そして、年収600万円から年収1500万円の世帯では配偶者控除を廃止しない方が良いという結果になった。

3-3. 論拠3：世帯類型間の消費支出の格差

廃止論三つ目は、専業主婦世帯の方が共働き世帯と比べて、外食費や保育費などの費用がかからないため、専業主婦世帯は共働き世帯よりも担税力が高くなり、経済力が高くなる、つまり、より恵まれている。そのために、専業主婦世帯を優遇する配偶者控除を廃止すべきだという考えである。

ここで、本当に共働き世帯の方が専業主婦世帯よりも生活費が余分にかかっているのかを調べるため、『家計調査年報』(総務省)¹⁵によって専業主婦世帯と共働き世帯の消費性向を比較した。消費性向とは、所得のうちどれだけを消費にあてるかを示す割合のことである。ここでは廃止論二つ目と同じように、まず年収600万円の世帯について検証した。すると、次のような結果となった。

年収600万円世帯の年間消費支出 (2015年度)

専業主婦世帯 約409.8万円

共働き世帯 約314.2万円

年収600万円世帯の消費性向 (2015年度)

専業主婦世帯 $409.8 \div 600 \times 100\% = 63.8\%$

共働き世帯 $314.2 \div 600 \times 100\% = 52.4\%$

つまり、消費性向を比較すると、専業主婦世帯の方が共働き世帯よりも

高く、所得に占める消費支出がより高いという結果が出た。また、2014年度と2013年度も同じように消費性向を計算した。

年収600万円世帯の消費性向（2014年度）

専業主婦世帯 67.4%

共働き世帯 55.1%

年収600万円世帯の消費性向（2013年度）

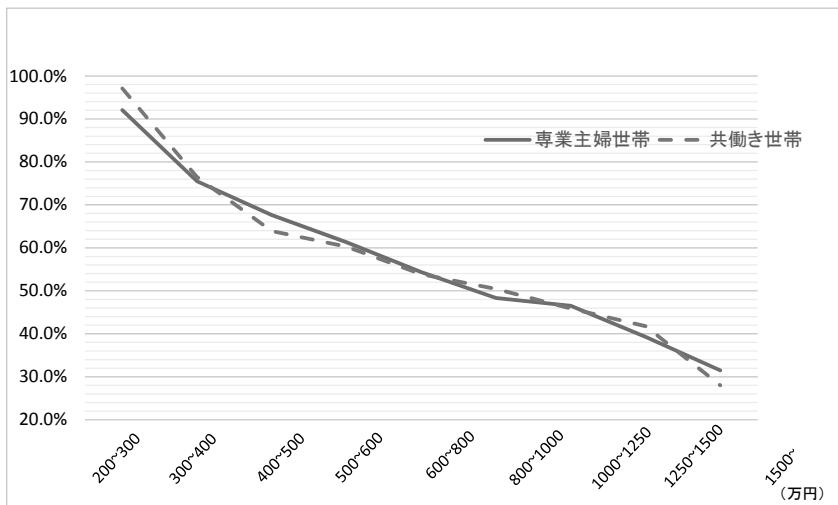
専業主婦世帯 68.6%

共働き世帯 53.5%

このように、2013年から2015年にかけて、各年とも専業主婦世帯の方が消費性向が高いという結果になった。

次に、全世帯での消費支出の差を考える。図4は、共働き世帯と専業主婦世帯の収入に占める消費支出の割合を示している。

図4 共働き世帯と専業主婦世帯の収入に占める消費支出の割合



出所：『全国消費実態調査（平成26年）』総務省統計局より作成。

このグラフを見ても分かるように、専業主婦世帯と共働き世帯の消費支出の割合に大きな差は見られない。消費支出の割合がほぼ同じ世帯もあるが、さきほど求めた年収600万円の場合と同じように、専業主婦世帯の方が消費支出の割合が大きい世帯もある。これによって、廃止論三つ目の「共働き世帯の方の生活費が、専業主婦世帯よりも多くなっている」という主張は間違っていることになる。

また表4と表5は、専業主婦世帯と共働き世帯の所得階級別で見る消費支出内訳を示した表である。

表4 専業主婦世帯の所得階級別で見る消費支出の内訳

	～200万	200万～ 300万	300万～ 400万	400万～ 500万	500万～ 600万	600万～ 800万	800万～ 1000万	1000万～ 1250万	1250万～ 1500万	1500万～
食料	26.2%	26.3%	25.3%	25.1%	24.5%	23.6%	22.9%	21.5%	22.3%	18.7%
住居	11.1%	11.4%	9.9%	7.7%	7.9%	6.3%	6.3%	5.2%	5.2%	3.3%
光熱・水道	9.5%	9.1%	8.0%	7.5%	6.9%	6.4%	5.8%	4.9%	5.5%	4.0%
家具・家事用品	2.9%	3.2%	3.5%	3.6%	3.2%	3.5%	3.5%	2.8%	3.5%	3.4%
被服及び履物	3.4%	3.3%	3.3%	3.7%	3.9%	4.3%	4.5%	5.0%	6.4%	5.7%
保健医療	3.7%	4.0%	4.4%	4.6%	4.0%	4.1%	3.7%	3.8%	2.9%	2.4%
交通・通信	17.3%	16.7%	16.2%	16.4%	16.0%	16.3%	14.3%	18.2%	12.3%	12.9%
教育	4.0%	3.9%	4.3%	3.9%	5.2%	6.6%	7.5%	7.1%	10.2%	9.4%
教養娯楽	7.3%	7.5%	8.1%	9.5%	9.6%	10.2%	10.4%	12.1%	10.5%	13.5%
その他の消費支出	14.7%	14.6%	16.9%	17.9%	18.8%	18.7%	21.0%	19.5%	21.1%	26.8%

出所：『全国消費実態調査（平成26年）』総務省統計局より作成。

表5 共働き世帯の所得階級別で見る消費支出の内訳

	～300万	300万～ 400万	400万～ 500万	500万～ 600万	600万～ 800万	800万～ 1000万	1000万～ 1250万	1250万～ 1500万	1500万～ 2000万	2000万～
食料	27.3%	24.6%	25.5%	23.7%	23.2%	22.2%	21.4%	20.5%	22.4%	21.5%
住居	8.4%	9.5%	7.1%	7.9%	5.4%	4.2%	4.2%	4.1%	3.3%	5.5%
光熱・水道	9.1%	8.1%	7.5%	7.0%	6.4%	5.9%	5.5%	5.0%	5.2%	4.4%
家具・家事用品	3.2%	3.1%	3.3%	3.2%	3.2%	3.1%	2.9%	3.0%	2.6%	3.2%
被服及び履物	3.0%	3.6%	3.7%	3.7%	4.2%	4.5%	4.6%	4.9%	4.9%	8.4%
保健医療	4.0%	3.9%	3.6%	3.4%	3.4%	3.4%	3.5%	3.1%	3.3%	2.2%
交通・通信	16.7%	18.5%	17.4%	18.0%	18.3%	17.7%	17.1%	16.1%	15.4%	10.3%
教育	3.3%	3.7%	5.4%	5.9%	7.4%	8.6%	8.9%	8.7%	6.9%	4.9%
教養娯楽	8.6%	7.2%	8.3%	8.5%	8.9%	9.2%	9.2%	10.0%	10.7%	14.5%
その他の消費支出	16.5%	17.9%	18.1%	18.7%	19.5%	21.3%	22.8%	24.6%	25.1%	25.0%

出所：『全国消費実態調査（平成26年）』総務省統計局より作成。

この表から、共働き世帯の方の費用が専業主婦世帯と比較して最も多い

と予想される食料の項目に注目する。食料の消費支出を比較すると、年収300~400万円、500~600万円、600~800万円、800~1000万円、1000~1250万円、1250~1500万円の世帯で、共働き世帯よりも専業主婦世帯の方が収入に占める食料費の割合が多いことがわかった。このことから、収入に占める消費支出の割合は、共働き世帯の方が大きいとはいえないことが分かった。よって消費支出の違いでは、現在の専業主婦世帯と共働き世帯の税負担の格差は正当化できないことが分かった。

以上の通り、三つの廃止論について検証してきたが、三つの論拠のいずれについても否定的な結果が得られた。ここで、配偶者控除廃止に替わる代替案の検討を行っていききたい。

4. 配偶者控除廃止に替わる代替案の検討

4-1. 平成29年度改正

2018年1月（平成30年度）から配偶者の所得の上限が103万円以下から150万円以下に引き上げられ、配偶者特別控除も141万円から200万円に引き上げられる。

配偶者の所得の上限が引き上げにより、大半のパート主婦世帯が減税を受けられるようになる。しかし、これに伴い配偶者控除を受けられる世帯主の年収が制限されたため、年収1220万円を越えると一切控除がうけられなくなる。

ここで、実際に数値例を用いてパート主婦世帯の所得税額及び税負担率を求めてみる。さきほどの廃止論の検証と合わせて、年収は600万円とする。『勤労統計調査』（平成28年）¹⁶によると、パートタイム労働の月間給与額は97,636円で、年間では約120万円となる。これより夫の年収480万円、妻の年収120万円の年収600万円パート主婦世帯について、配偶者控除が適応される限度額の引き上げ前と後の税負担率を検証する¹⁷。まず、限

度額が150万円に引き上げられる前、つまりまだ103万円の場合は、
 夫（年収480万）： $4800000 - 1500000 = 3300000 - (380000 + 720000) =$
 $2200000 \times 0.1 - 97500 = 122500$

夫の所得税額：12.25万円

妻（年収120万）： $1200000 - 650000 = 550000 - (380000 + 180000) < 0$
 から所得税なし

限度額引き上げ前の税負担率：2.041%

となり、限度額103万円の場合は、パート主婦世帯の税負担率は2.041%
 ある。次に、限度額が103万円から150万円に引き上げられた後の所得税額
 及び税負担率を求めると、

夫（年収480万）： $4800000 - 1500000 = 3300000 - (380000 + 720000$
 $+ 380000) = 1820000 \times 0.05 = 91000$

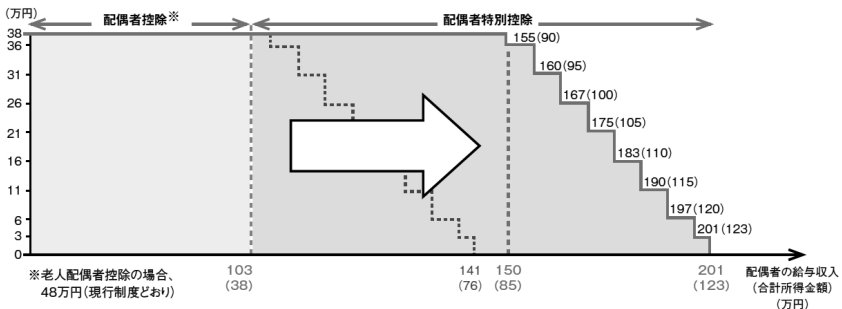
夫の所得税額：9.1万円

妻（年収120万）：所得税なし

限度額引き上げ後の税負担率：1.517%

となり、限度額が150万円に引き上げられた後は、パート主婦世帯の税負
 担率が1.517%である。これにより、税負担率は限度額が150万円に引き上
 げられた後、0.7倍になり、大きく減税となっていることが分かった。

図5 納税者本人の受ける控除額



出所：財務省（http://www.mof.go.jp/tax_policy/publication/brochure/zeisei17_pdf/zeisei17.pdf）
 より引用。

図5は、平成30年1月から導入される見直し案における納税者本人が受ける控除額のイメージ図である。妻の年収要件を103万円から150万円に引き上げることでパート主婦世帯の減税が拡大となる。また、配偶者特別控除も141万円から201万円に引き上げられる。

表6 納税者本人の所得制限

配偶者の給与収入(合計所得金額) → (単位:万円)

納税者本人の給与収入(合計所得金額)	配偶者控除*	配偶者特別控除									
	~103 (~38)	~150 (~85)	~155 (~90)	~160 (~95)	~167 (~100)	~175 (~105)	~183 (~110)	~190 (~115)	~197 (~120)	~201 (~123)	201~ (123~)
~1,120 (~900)	38	38	36	31	26	21	16	11	6	3	—
~1,170 (~950)	26	26	24	21	18	14	11	8	4	2	—
~1,220 (~1,000)	13	13	12	11	9	7	6	4	2	1	—
1,220~ (1,000~)	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—

※老人配偶者控除については、納税者本人の給与収入(合計所得金額)が、①~1,120万円(~900万円)の場合、控除額48万円、②1,120~1,170万円(900~950万円)の場合、控除額32万円、③1,170万円~1,220万円(950~1,000万円)の場合、控除額16万円、④1,220万円超(1,000万円超)の場合、適用なし。

出所：財務省 (http://www.mof.go.jp/tax_policy/publication/brochure/zeisei17_pdf/zeisei17.pdf)より引用。

表6は、見直し案(納税者本人の所得制限)のイメージ図である。現在は納税者の所得制限はないが、税収減のために設けられる。高所得世帯の手取りが急に減るのを防ぐために3段階の控除も設けられる。そして、高所得世帯が対象から除外されることになり、高所得世帯は増税となる。

4-2. 夫婦控除

政府税制調査会で、配偶者控除を廃止する代替案として有力視されていたのが夫婦控除である。夫婦控除とは、所得のいかんに関わらず夫婦なら適用される控除制度である。配偶者が、配偶者控除のように就労調整し103万円を気にせず働くことができるため、世帯収入の増加が見込まれる。

配偶者控除を廃止して夫婦控除を導入すると、専業主婦世帯では夫に基礎控除と「夫婦控除」、共働き世帯では夫と妻に基礎控除と「夫婦控除」が与えられる。単純化すると、配偶者控除の代わりに夫婦控除を導入したことで専業主婦世帯ではあまり変化がないが、共働き世帯では夫と妻の「夫婦控除」が増えるので減税となる¹⁸。

夫婦控除のメリットとしては、共働き世帯の減税につながることで、女性の社会進出促進が見込まれることが挙げられる。そしてデメリットとしては、高所得世帯の負担が増加すること、専業主婦家庭にとっては増税になることが挙げられる。

4-3. 各案の比較：シミュレーション

ここから4-1、4-2で述べたそれぞれの案について検証する。

まずは平成29年度改正案のシミュレーションを行った。もともとパート主婦世帯は、妻の基礎控除と、夫の配偶者控除あるいは配偶者特別控除の二重控除を受けている。しかし、さきほど述べたように、限度額が150万円に引き上げられることで、更に税負担は小さくなってしまう。一方、夫の所得制限により、同じ年収でも高所得の専業主婦世帯が増税となり、税負担が大きくなる。よって、共働き世帯の税負担が小さくなり、専業主婦世帯の税負担が大きくなることで、配偶者控除廃止前かつ帰属所得を考慮した場合に公平だった税負担は、専業主婦世帯の方が大きくなってしまい世帯間の税負担が不公平になる。よって、世帯間の公平性の観点からいえば、平成29年度改正案は望ましくないと考えられる。

次に、夫婦控除のシミュレーションを行った。夫婦控除は前で述べたように、共働き世帯の減税につながる。つまり、共働き世帯の税負担が小さくなる。これによって、政府案と同じく、配偶者控除廃止前かつ帰属所得を考慮した場合に公平だった税負担は、共働き世帯の税負担が小さくなることで専業主婦世帯の税負担の方が大きくなってしまい世帯間の税負担が

不公平になる。したがって夫婦控除も、世帯間の公平性の観点から望ましくないと考えられる。

5. 婚姻に対する中立性

今まで三つの廃止論について検証してきたが、「就労に対する中立性」と「世帯間の公平性」の観点しか分析できていない。ここで、「婚姻に対する中立性」について検討していこうと思う。

「婚姻に対する中立性」の観点から最も優れている課税単位は、個人単位方式である。課税単位には大きく二つの方式¹⁹があり、一つ目が先程述べた個人単位方式、二つ目が世帯単位方式である。個人単位方式は個人を単位とするため、婚姻前と婚姻後に税額の変化は無い。一方、世帯単位方式には二つあり、一つ目の合算分割方式（二分二乗制）は婚姻後に減税、二つ目の合算非分割方式は婚姻後に増税となってしまう、婚姻前と婚姻後で税額に変化が出る。よって、婚姻に対して中立的ではないと言える。

日本は現在、原則として個人単位方式であり、人的控除により一部世帯単位方式である。配偶者控除は人的控除で世帯単位と考えられるため、婚姻に対する中立性の観点のみで考えれば、配偶者控除は廃止すべきである²⁰。

しかし少子化の問題を考えれば、晩婚化を改善するためにも結婚のメリットを高めるべきである。つまり、婚姻前と婚姻後に税額の変化を無くすという「婚姻に対する中立性」は優先する必要が無いと考えた。また澁谷・若山（2001）は、「累進税率のもとにおいて公平性と中立性の同時実現は不可能であるというのが一般的な見解である」²¹としている。また、共働き世帯の税負担率が下がることは女性の社会進出に繋がるのではないかと考えられるが、本論文においては租税の三原則²²が最も重要だと考えたため、ここでは「婚姻に対する中立性」や女性の社会進出よりも、租税の三原則である「就労に対する中立性」や「世帯間の公平性」を優先して

結論を導くこととする。

6. まとめ

本論文では、配偶者控除の廃止論とそれに替わる代替案について検証を行った。配偶者控除の廃止論には三つあり、一つ目が「103万円の壁」、二つ目が帰属所得の発生、三つ目が世帯間の消費支出の格差であった。

一つ目の「103万円の壁」に関しては、配偶者特別控除の消失控除制度により税制上の壁は解消されていたため、税制によって103万円が女性の社会進出を妨げている訳ではないことが分かった。しかし、新たに企業の雇用政策、給与体系の問題が発生したことにより、「配偶者手当」が「103万円の壁」の原因になっていると考え、企業にアンケート調査を実施した。その結果、予想通り配偶者手当が「103万円の壁」の主な原因となっていたため、一つ目の廃止論は間違っていることが明らかになった。

二つ目の廃止論では、実際に帰属所得の推計を行い、それを踏まえた上で世帯間の税負担が配偶者控除廃止前と廃止後でどのように変化をするのか検証した。年収600万円の世帯で比較してみると、配偶者控除廃止前かつ帰属所得を考慮した場合における、専業主婦世帯と共働き世帯の税負担は等しくなった。ここで、廃止後かつ帰属所得を考慮した場合を考えると、税負担は専業主婦世帯の方が大きくなった。これにより、最も望ましいのは、帰属所得を考慮した上で配偶者控除を廃止しない場合だという結果が得られた。

三つ目の廃止論では、本当に共働き世帯の方が専業主婦世帯と比べて、生活費が多くかかっているのかを検証した。しかし実際は、どの世帯もほとんど変わらず、専業主婦世帯の方が消費支出の割合が高い世帯もあった。これにより、共働き世帯の方が専業主婦世帯よりも生活費を多くかけるため、専業主婦世帯を優遇する配偶者控除を廃止すべきだという意見は

間違っていることが分かった。

以上のように、配偶者控除廃止論三つとも否定的な結果が出たため、次はその廃止に替わる代替案について検討した。

一つ目は、平成30年1月から配偶者控除の年収の限度額が103万円から150万円に引き上げられるという平成29年度改正案である。この限度額引き上げによってパート主婦世帯は減税の恩恵を受けることになるが、もともと二重控除を受けているので、更に税負担は小さくなり、配偶者控除廃止前（帰属所得を考慮する場合）では公平だった税負担に格差が生まれてしまう。そのため平成29年度改正案は望ましくないと分かった。

二つ目の夫婦控除も平成29年度改正案と同様に、世帯間の税負担が不公平になってしまうため望ましくないと結果になった。

このことから、配偶者控除廃止に替わる代替案の平成29年度改正案と夫婦控除はどちらも望ましくないと分かった。しかし、このままでは「就労に対する中立性」と「世帯間の公平性」については結論が出たが、「婚姻に対する中立性」に関して何も考慮していない。よって、「婚姻に対する中立性」について検討した。婚姻前と婚姻後に税額の変化が無ければ婚姻に対して中立的と言えるが、配偶者控除は婚姻に対して中立的ではない。よって、「婚姻に対する中立性」の観点のみから考えれば、配偶者控除は廃止すべきである。しかし、現在日本は少子化で、結婚のメリットを高めるためには「婚姻に対する中立性」を優先する必要は無いと考えた。よって、ここでは「就労に対する中立性」と「世帯間の公平性」の観点から結論づける。

これより、配偶者控除を廃止せず、配偶者控除の限度額を103万円のまま、つまり改正前の税制に戻すことが最も望ましいという結論に至った。

今回の分析を通して、配偶者控除の見直しに関する現状や廃止の問題点を、様々な観点から明らかにしてきた。その過程において、専業主婦世帯の方が共働き世帯よりも消費性向が高いといった意外な事実や、配偶者控

除の廃止前と廃止後、帰属所得を考慮するかしないかでは、世帯間の税負担の格差が大きく変化することなど、今後配偶者控除の見直しに関する議論を進めていく上で非常に重要な結果が得られた。今回の分析では、単純化のために共働き世帯の帰属所得をゼロとして推計したり、数値例を用いて計算する際に年収600万円世帯を基準に考え、かつ子ども無しの世帯を仮定したりするなど、より正確な分析は行うことが出来ておらず、全ての世帯にあてはめられない。しかし今回の研究によって得られた結果は、2018年1月に配偶者控除の限度額が年収150万円に引き上げられる見直しが行われた後も、それ以降の配偶者控除廃止や見直しに関する議論において重要になってくるだろう。また今回の分析では、もう一つ別の案である「移転の基礎控除」について、何も検討していない。今後は、今回の分析の結果を踏まえながらこの先行われる配偶者控除の見直しの議論に注目し、それと同時に「社会保険料の壁」の問題や「移転的基礎控除」に触れ、加えて様々な世帯の税負担の検証を行うことで、より現実的な推計に取り組んでいきたい。

【脚 注】

- 1 澁谷・若山（2001）が指摘している。
- 2 参議院事務局企画調整室（2014）参照。
- 3 酒井（2016）や政府税制調査会の答申でも指摘されている。
- 4 橋本・鈴木（2012）参照。
- 5 アンケート調査に際しては、関西大学4回生の北村竣氏、橋本健司郎氏、的野陽氏、村上新樹氏の協力を得た。記して、深く感謝したい。
- 6 大田（1997）引用。
- 7 オルドマン＝テンプレの法則に関しては、神野（2015）や大田（1997）を参照されたい。
- 8 内閣府（2013）の数字を利用した。
- 9 浜田（2006）参照。
- 10 帰属所得の分析に際しては、関西大学4回生の米本陽奈氏の協力を得た。記して、深く

感謝したい。

- 11 専業主婦世帯には基礎控除、社会保険料控除に加え配偶者控除も適用している。
- 12 共働き世帯は夫婦ともに同額稼いでいると想定しているため、所得税額算出の際二人分の税額を出すために2を乗算している。
- 13 帰属所得304万円を含めて計算している。
- 14 帰属所得304万円を含めて計算している。
- 15 『家計調査年報（2015）』総務省統計局より参照。
- 16 『勤労統計調査』（平成28年）第4表 就業形態別月間現金給与額
(<http://www.mhlw.go.jp/toukei/itiran/roudou/monthly/28/28r/28r.html>) より参照。
- 17 給与所得控除 (<https://www.nta.go.jp/taxanswer/shotoku/1410.htm>)
社会保険料控除 (http://www.mof.go.jp/tax_policy/summary/income/043.htm)
所得税額 (<https://www.nta.go.jp/taxanswer/shotoku/2260.htm>) より参照。
- 18 土居（2016）参照。
- 19 課税単位方式については、澁谷・若山（2001）参照。
- 20 澁谷・若山（2001）、橋本・鈴木（2012）でも、同じように指摘している。
- 21 澁谷・若山（2001）より引用。
- 22 財務省 (http://www.mof.go.jp/tax_policy/publication/brochure/zeisei2507/01.htm) 参照。

【参考文献】

- ・酒井克彦（2016）「家族形態の多様性と所得税制—配偶者控除など各種控除の議論—」『税大ジャーナル』11月号
- ・神野直彦（2015）「地方財政の動向 配偶者控除と課税単位」『国際文化研修』第87号
- ・澁谷美由起・若山浩司（2001）「税制における家族の取扱い」『四国大学経営情報研究所年報』第7号
- ・税制調査会（2016）「経済社会の構造変化を踏まえた税制のあり方に関する中間報告」
- ・高山憲之・白石浩介（2016）「配偶者控除見直しに関するマイクロシミュレーション（Ⅰ）」『年金研究』Vol.5
- ・橋本恭之・鈴木善充（2012）『租税政策論』清文社
- ・浜田浩児（2006）「無償労働の貨幣評価～収入階層別の無償労働額と所得分配～」『統計学』7月号
- ・内閣府経済社会総合研究所国民経済計算部 地域・特定勘定課（2013）「家事活動等の評価について-2011年データによる再推計」『季刊国民経済計算』6月号
- ・参議院事務局企画調整室（2014）「配偶者控除を考える」『立法と調査』No.358

【参考URL】

- ・財務省 http://www.mof.go.jp/tax_policy/summary/income/029.htm (2017年1月4日)
- ・ http://style.nikkei.com/article/DGXNASFE0904P_Z00C14A7000000 (2017年1月4日)
- ・ http://www.nikkei.com/article/DGKKASFS03H_3_O_T01C16A_0_EE8000/ (2017年1月4日)
- ・ <https://keiei.freee.co.jp/2015/08/12/haiguusyagouzyohaiishi/> (2017年1月4日)
- ・ http://www.nikkei.com/article/DGXLASFS14H_4_G_U_6_A910C_1_MM8000/ (2017年1月5日)
- ・ <https://zuoonline.com/archives/121144> (2017年1月5日)
- ・ <https://biz.moneyforward.com/blog/houjin-kaikei/spouse-deduction-tax/> (2017年1月5日)
- ・ <http://www.jil.go.jp/kokunai/statistics/timeseries/html/g0212.html> (2017年1月5日)
- ・ 国税庁 給与所得控除
<https://www.nta.go.jp/taxanswer/shotoku/1410.htm> (2017年1月12日)
- ・ 財務省 所得税の課税最低限の内訳及び算出方法
http://www.mof.go.jp/tax_policy/summary/income/043.htm (2017年1月12日)
- ・ 国税庁 所得税の税率
<https://www.nta.go.jp/taxanswer/shotoku/2260.htm> (2017年1月13日)
- ・ 国税庁 基礎控除
<http://www.nta.go.jp/taxanswer/shotoku/1199.htm> (2017年1月13日)
- ・ http://www.3nhk.or.jp/news/business_tokushu/2016_0920.html (2017年4月9日)
- ・ http://style.nikkei.com/article/DGXNASFE0904P_Z00C14A7000000 (2017年4月11日)
- ・ http://www.sangiin.go.jp/japanese/annai/chousa/rippou_chousa/backnumber/2014pdf/20141104011.pdf (2017年4月8日)
- ・ 女性の活躍推進に向けた公共調達及び補助金の活用に関する取組指針について
<http://www.kantei.go.jp/jp/topics/2016/josei/0322torikumisisin.pdf> (2017年4月10日)
- ・ 平成23年パートタイム労働者総合実態調査の概況：個人調査
<http://www.mhlw.go.jp/toukei/list/132-23e.html> (2017年4月10日)
- ・ 女性の労働力率（M字カーブ）の形状の背景
第14図 年齢階級別労働力率の就業形態別内訳（男女別，平成24年）
http://www.gender.go.jp/about_danjo/whitepaper/h25/zentai/html/zuhyo/zuhyo01-00-14.html (2017年4月9日)
- ・ TBS系「逃げるは恥だが役に立つ」公式ホームページ (2017年6月8日)
http://www.tbs.co.jp/NIGEHAJI_tbs/story/story01.html
- ・ 天羽 (2014)
http://www1.tcu.ac.jp/home1/m-amou/public_finance_1_2014_resume6.pdf
- ・ 土居丈朗 (2016) <http://toyokeizai.net/articles/-/136604>

- ・『勤労統計調査』（平成28年）第4表 就業形態別月間現金給与額
<http://www.mhlw.go.jp/toukei/itiran/roudou/monthly/28/28r/28r.html>
- ・『全国消費実態調査』（平成26年）総務省統計局
<http://www.stat.go.jp/data/zensho/2014/index.htm>
- ・『家計調査年報』（平成27年）総務省統計局
<http://www.stat.go.jp/data/kakei/npsf.htm>
- ・『国民生活基礎調査』（平成22年）厚生労働省
<http://www.mhlw.go.jp/toukei/list/20-21.html>
- ・『厚生労働白書』（平成26年）厚生労働省
http://www.mhlw.go.jp/toukei_hakusho/hakusho/
- ・『男女共同参画白書』（平成26年）内閣府
http://www.gender.go.jp/about_danjo/whitepaper/
- ・『労働力調査』（2001年以前、2002年以降）総務省統計局
<http://www.stat.go.jp/data/roudou/>
- ・財務省 http://www.mof.go.jp/tax_policy/publication/brochure/zeisei17_pdf/zeisei17.pdf
- ・財務省 http://www.mof.go.jp/tax_policy/publication/brochure/zeisei2507/01.htm